

職員の懲戒処分（交通局）

本日、職員の懲戒処分を発令しました。

【1】

被処分者	(1) 所属 自動車部九条営業所 (2) 年齢・性別 45歳・男性 (3) 職種 運転士 (以下「被処分者A」という。)
処分発令日	令和6年11月1日
処分内容	停職15日
事案概要	被処分者Aは、令和6年10月4日、市バス営業運行中に京都駅前停留所から乗車してきた後輩である交通局職員2名（被処分者B及び被処分者C）が烏丸七条停留所で降車する際にIC乗車券で運賃を支払おうとしたが、IC乗車券読取部を手で覆い、運賃を収受することなく降車させた。 また、営業運行中にもかかわらず、信号停車中に同2名と不必要な会話を行うなど、他のお客様に不快感を抱かせた。 さらに、被処分者Aは、当該行為を所属等に報告せず、当初の事情聴取において、バスに乗車した2名は交通局職員ではなく、SNSで知り合った知人であると虚偽の申述を行った。

【2】

被処分者	(1) 所属 自動車部九条営業所 (2) 年齢・性別 44歳・女性 (3) 職種 運転士 (以下「被処分者B」という。)	(1) 所属 自動車部烏丸営業所 (2) 年齢・性別 40歳・女性 (3) 職種 運転士 (以下「被処分者C」という。)
処分発令日	令和6年11月1日	
処分内容	戒告	
事案概要	被処分者B及び被処分者Cは、令和6年10月4日、被処分者Aが乗務する市バスに京都駅前停留所から乗車し、烏丸七条停留所で降車する際、IC乗車券で運賃を支払おうとしたが、先輩である被処分者AがIC乗車券読取部を手で覆ったことを受け、当該行為を正すことなく、運賃を支払わずに降車した。 また、営業運行中にもかかわらず、信号停車中に被処分者Aと不必要な会話を行うなど、他のお客様に不快感を抱かせた。 さらに、被処分者B及びCは、当該行為を所属等に報告しなかった。	
備考	上記の各事案における管理監督責任として、自動車部長、九条営業所長及び烏丸営業所長に対し、交通局次長から口頭による嚴重注意を行った。	